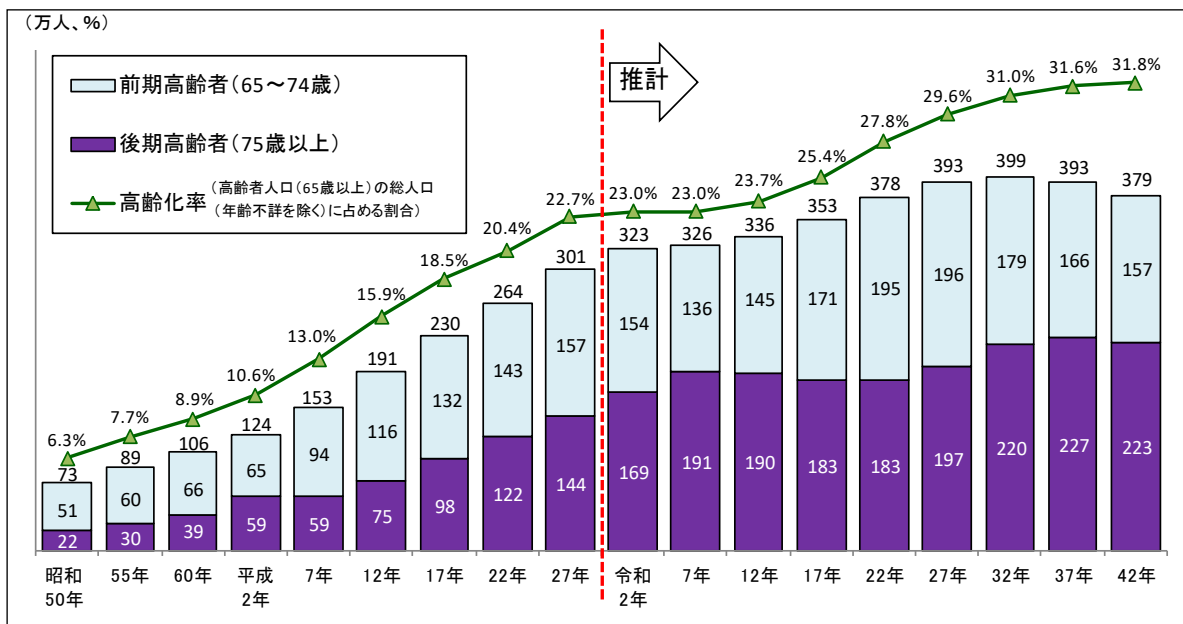


## 第2 高齢者が健康で自分らしく暮らせる社会を目指します

### (高齢者を取り巻く状況)

- 東京の高齢者人口の割合（高齢化率）は、平成27年は22.7%ですが、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年には23.0%、令和17年には25.4%（約4人に1人が高齢者）になると見込まれています。
- 高齢者人口の推移を見ると、平成27年には前期高齢者が約157万人、後期高齢者が約144万人ですが、今後、後期高齢者が大幅に増加し、令和2年には後期高齢者の人口が前期高齢者を上回ると予測されています。

＜東京都の高齢者人口の推移＞



(注) 1万人未満を四捨五入しているため、内訳の合計値と一致しない場合がある。

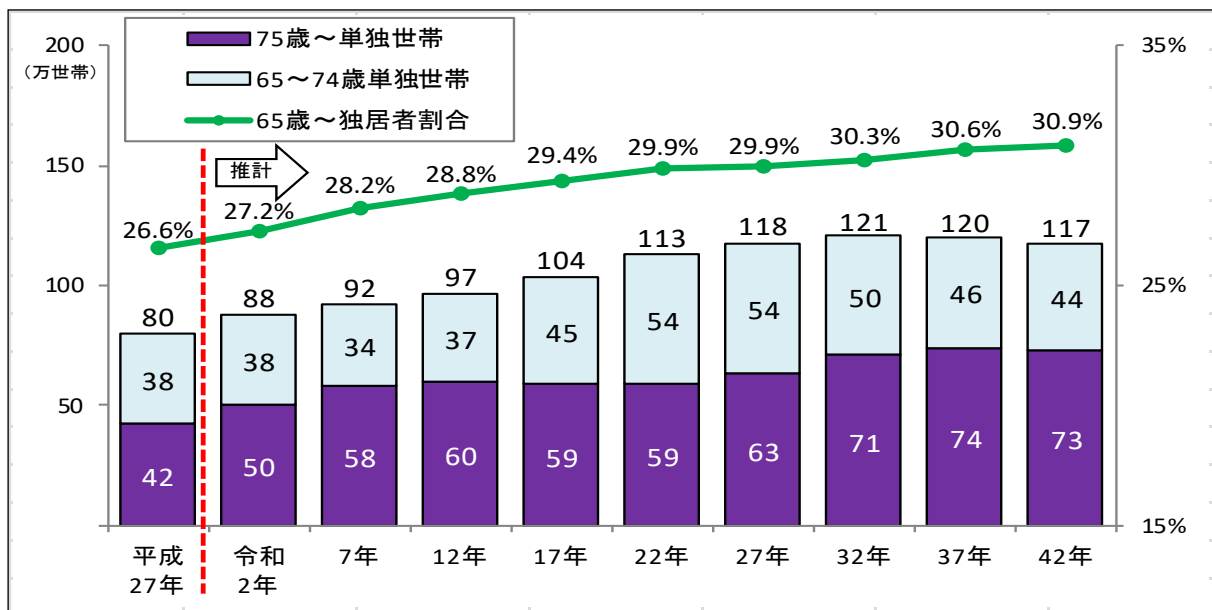
資料：総務省「国勢調査」[昭和50年から平成27年まで]

東京都総務局「東京都世帯数の予測」(平成31年3月発行)[令和2年から令和22年まで]

東京都政策企画局計画部による予測値[令和27年から令和42年まで]

- 核家族化の進行など家族形態の変化に伴い、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加も見込まれています。

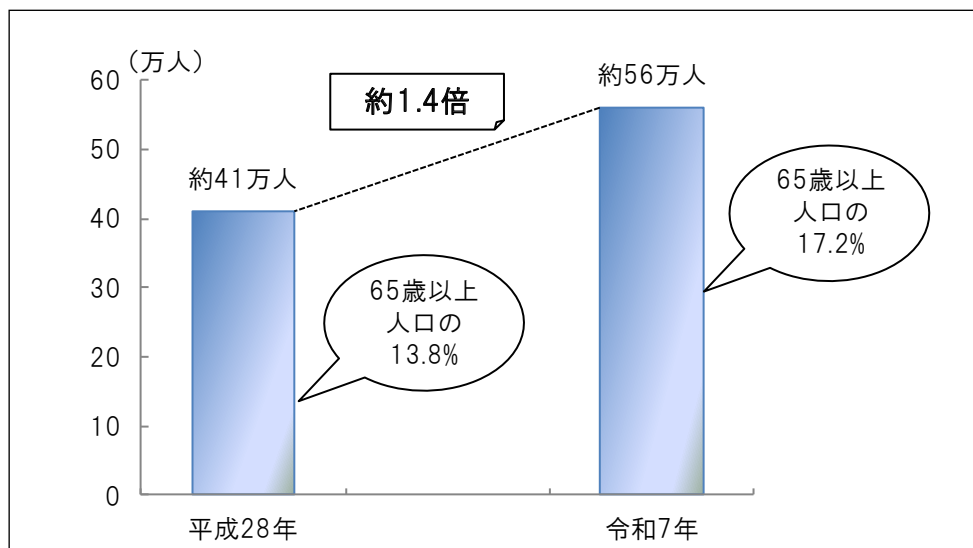
### ＜世帯主が65歳以上の単独世帯と独居者割合の推移＞



資料：東京都総務局「東京都世帯数の予測」[平成27年から令和22年まで]  
東京都政策企画局計画部による予測値 [令和27年から令和42年まで]

- 都内の要介護（要支援）認定を受けている高齢者のうち、何らかの認知症の症状を有する人は、平成28年11月時点で約41万人に上り、令和7年には約56万人に達する見込みです。

### ＜何らかの認知症の症状がある高齢者（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰ以上）の推計＞



資料：東京都福祉保健局「認知症高齢者数等の分布調査（平成28年度）」を基に推計

### （介護保険制度の改正）

- 平成12年に創設された介護保険制度は、高齢者の暮らしを支える仕組みとして定着してきました。

- 一方、高齢化の進行とともに、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者、単身の高齢者世帯等が増加しており、こうした方々を支えるサービスや人材の確保等が課題となっています。
- 平成27年の制度改正では、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化を目的として、地域支援事業の充実、全国一律の基準であった予防給付（訪問介護・通所介護）の見直し、特別養護老人ホームの新規入所者の重点化、低所得者の保険料軽減の拡充、高所得層や資産のある人の利用者負担の見直しなどが行われました。
- 平成30年の制度改正では、区市町村の保険者機能の強化のための仕組みの制度化や、介護療養病床などからの転換先となる「介護医療院」や同一事業所で高齢者と障害者（児）のサービスを提供する「共生型サービス」の創設、高所得層の利用者負担割合の更なる見直しなどが行われました。
- 大都市東京の特性を踏まえた地域包括ケアシステムの構築に向け、都は、保険者である区市町村による主体的な取組を支援するとともに、制度改正後の状況も踏まえつつ、介護保険制度について、必要な見直し等を国に対して働きかけていきます。

### （都の取組と今後の課題）

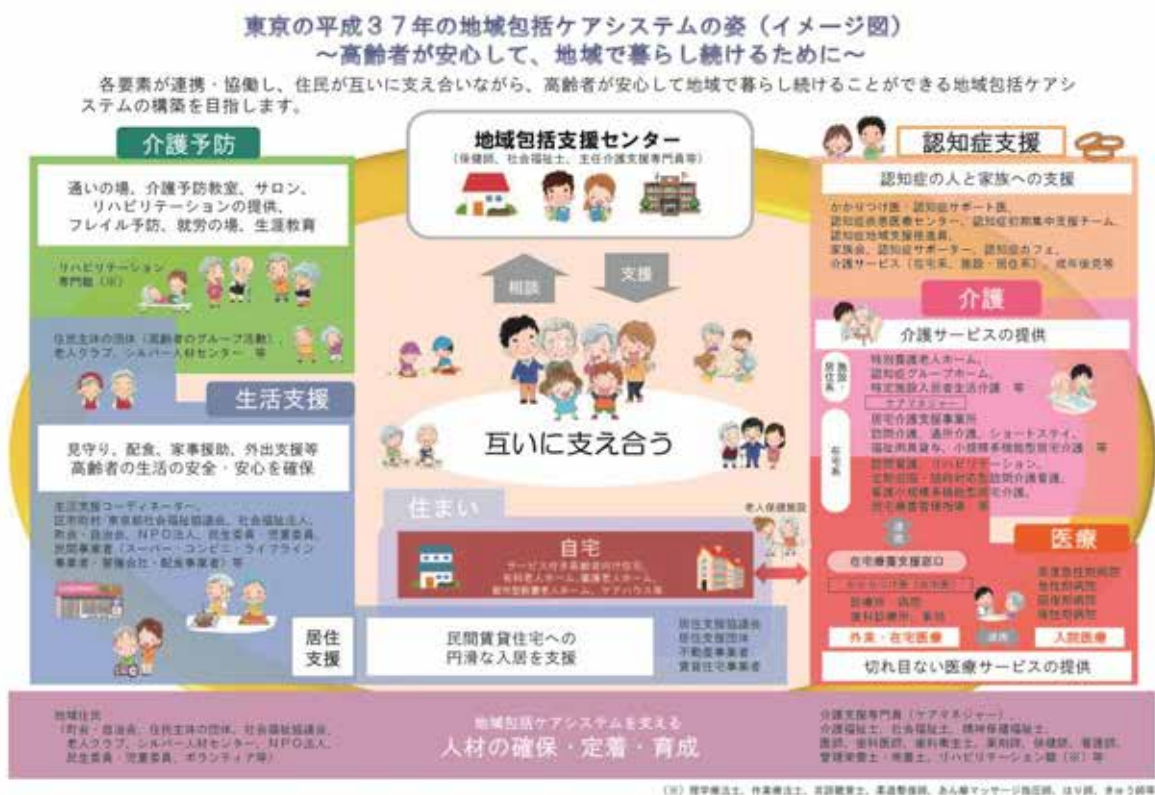
- 都は、老人福祉法及び介護保険法に基づき、平成30年3月に「東京都高齢者保健福祉計画（第7期）」を策定し、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年の東京の高齢者の状況を念頭に、平成30年度から令和2年度までに取り組むべき施策を明らかにしました。
- 計画では、高齢者の住み慣れた地域での継続した生活を支えるため、在宅サービス等の充実を図るとともに、広域的な観点から必要な施設・住まいを確保し、在宅サービスと施設サービスなどの介護サービス基盤がバランスよく整備されるよう、様々な施策を盛り込んでいます（本計画については、P7参照）。

#### 【地域包括ケアシステムの構築】

- 地域包括ケアシステムの構築に向けた中核的な機関となる地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、介護予防機能強化のための区市町村の取組を支援しています。
- また、高齢者の在宅療養生活を支える訪問看護ステーションの体制強化等を支援するとともに、地域において看取りを行う介護施設等の支援に取り組んでいます。

- 単身や夫婦のみの高齢者世帯を地域で見守り、支えるために、町内会、民生委員、ボランティアなどによる声かけや、配食サービスを活用した安否確認など、地域の実情に応じて区市町村が行う取組を支援しています。
- 都民ができるだけ要介護やフレイルの状態に至ることなく元気に過ごし、継続して活躍するとともに、介護が必要になったとしても安心して地域で暮らし続けることができるよう、高齢者の生活を支える取組の充実や、高齢者になる前の世代に対する社会参加のきっかけづくり等を進めていく必要があります。

＜東京の令和7年の地域包括ケアシステムの図（イメージ図）＞



【多様なニーズに対応する施設や住まいの確保】

- 特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の介護基盤について、整備率が低い地域における補助単価の加算、公有地の減額貸付け、土地賃借料の負担軽減など、都独自の支援策を講じ、都全体の整備促進と地域偏在の解消に努めています。
- また、高齢者が多様なニーズに応じて居住の場を選択できるよう、医療や介護と連携したサービス付き高齢者向け住宅や都市型軽費老人ホーム等の整備を進めています。

- 在宅生活を支える介護保険サービスについては、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの整備を進める区市町村を支援するとともに、介護を行う家族の負担を軽減するために、ショートステイの整備も進めています。
- 今後の高齢者の増加を見据えながら、高齢者が、身体状態、生活形態、経済状況等に応じて住まいを選択し、安心して暮らすことのできる環境を整備する必要があります。

#### 【認知症対策】

- 認知症高齢者グループホームについて、国制度による整備費補助への上乗せや、整備状況が十分でない地域への補助単価の加算など、都独自の支援策を講じて設置を促進しています。
- 地域の支援体制を構築するため、各区市町村（島しょ地域・檜原村を除く）に設置した認知症疾患医療センターにおいて、専門医療を提供するとともに、医療機関相互や医療と介護の連携を推進しています。
- また、認知症の人やその家族を支えるため、都民向けシンポジウムの開催、「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」を盛り込んだパンフレットの配布など、都民の認知症に対する理解の促進に努めています。
- 若年性認知症対策については、ワンストップ相談窓口として、都独自に「若年性認知症総合支援センター」を2か所開設し、若年性認知症の人と家族の支援に取り組んでいます。
- 認知症に関する正しい知識の普及啓発や早期診断の取組を進めるとともに、認知症の人とその家族が地域で安心して生活できるよう、引き続き、より身近な地域において、容態に応じて適切な医療・介護・生活支援等を受けられることができる体制を構築することが必要です。

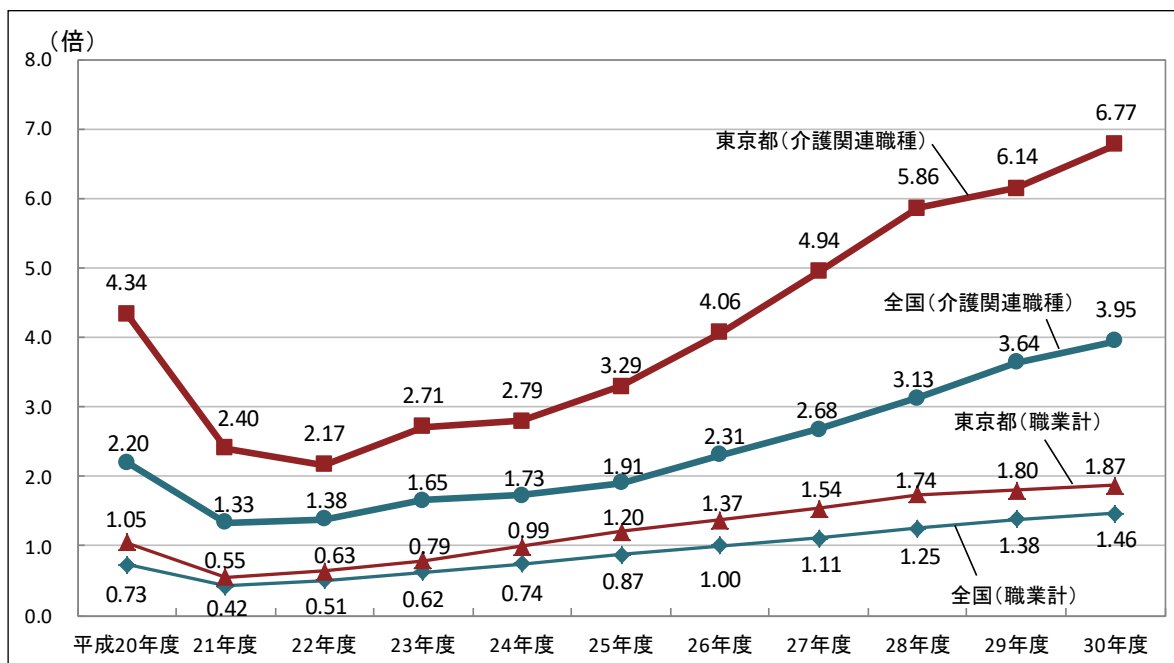
#### 【介護人材等の確保・定着・育成】

- 高齢化の進展により今後更に増加が見込まれる介護分野のニーズに対応していくためには、介護福祉士・訪問介護員（ホームヘルパー）などの介護人材等を安定的に確保し、質・量ともに充足させていく必要があります。
- 都は、福祉の仕事の魅力を発信するとともに、事業者による人材確保の支援、キャリアパスの導入支援などを行っています。



- 少子高齢化による労働力人口の減少や、他の業種の求人状況の動向に影響され、東京都における介護関連職種の有効求人倍率は6.77倍と、全職業の1.87倍を大きく上回っており、人手不足が深刻化しています。

＜職業紹介状況（有効求人倍率）＞



資料：厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」

- このような状況に対応するため、介護人材等の確保・定着・育成に向けた取組を更に進めていく必要があります。
- あわせて、医療的ケアが必要な要介護高齢者が増加していることから、在宅療養を支える人材の確保・育成等に取り組む必要があります。

#### （令和2年度の取組）

- 1 住み慣れた地域での継続した生活を支える地域包括ケアシステムの構築を推進します
- 2 高齢者の多様なニーズに対応する施設や住まいを確保します
- 3 認知症対策を総合的に推進します
- 4 介護人材等の確保・定着・育成を支援します

# 1 住み慣れた地域での継続した生活を支える地域包括ケアシステムの構築を推進します

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる社会を実現するため、大都市東京の特性を踏まえた地域包括ケアシステムの構築を推進し、利用者の状況に応じた適切なサービスやサポートを効率的・効果的に提供できる体制づくりを行います。

## 主な事業展開

- **地域包括支援センターの機能強化支援** **20 百万円 包括補助**
  - ・ 高齢者の地域での自立した生活を支える拠点である地域包括支援センターの機能強化を図るため、管内の複数のセンターを統括し、サポートする「機能強化型地域包括支援センター」を設置する区市町村を支援します。[高齢社会対策区市町村包括補助]
  - ・ 高齢者の自立支援・介護予防に向け、地域ケア会議に参画する多職種が適切な支援方法を提案・助言できるよう、実践者養成研修を行います。  
また、会議における個別事例の検討結果を地域づくりに反映する区市町村の取組を支援します。
  - ・ 相談窓口の365日24時間開所や、介護以外の分野も含めた包括的・総合的な相談支援体制の構築など、相談体制の充実に取り組む区市町村を支援します。[高齢社会対策区市町村包括補助]
  
- **地域包括支援センター職員研修事業** **9 百万円**
  - ・ 地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センター職員に対し、地域におけるネットワークの構築能力や課題解決力の向上など、更なるスキルアップを図る研修を実施します。
  
- ◎ **高齢者見守り相談窓口強化事業【一部新規】** **599 百万円**
  - ・ 地域における見守り相談窓口を設置する区市町村を支援します。  
[高齢者見守り相談窓口 108 地区]
  - ・ 窓口の対応力強化や未設置区市町村への普及啓発を図るため、関係者連絡会を開催します。【新規】

- **介護予防・フレイル予防支援強化事業** 370 百万円
  - ・ 住民主体の介護予防・フレイル予防活動を推進する区市町村を支援するため、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターに「東京都介護予防・フレイル予防推進支援センター」を設置し、専門的・技術的な知見を活用した、人材育成、取組に対する相談支援、評価・効果分析に関する支援等を行います。
  - ・ 住民主体の通いの場の拡大・充実を促進するとともに、保健事業と効果的な連携を図りながら取組を推進する「介護予防・フレイル予防推進員」を配置する区市町村を支援します。[28 区市町村]
  
- **介護予防・フレイル予防推進事業** 20 百万円
  - ・ 介護予防・フレイル予防の基礎知識等を都民に分かりやすく普及啓発するため、リーフレットやウェブサイトを活用した情報発信を行います。
  - ・ 都民が健康な状態で高齢期を過ごせるようにするため、研修を受けたリハビリテーション専門職等が「介護予防・フレイル予防アドバイザー」として企業を訪問し、従業員向けの出前講座を実施します。[50 社]
  
- **高齢者の食環境整備事業（再掲 P113）** 2 百万円
  - ・ フレイルの原因の一つである高齢者の低栄養を予防するため、配食事業者を対象とした講習会を通じて高齢者の食環境整備を支援します。
  
- **見守りサポーター養成研修事業** （包括補助）
  - ・ 高齢者等の異変に気づき、地域包括支援センター等の専門機関に連絡するなど、地域の方が状況に応じた見守りを行えるよう、見守りサポーター養成研修を実施する区市町村を支援します。[高齢社会対策区市町村包括補助]
  
- **高齢者等の地域見守り推進事業** （包括補助）
  - ・ 一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が地域において安心した生活を継続できるよう、地域の様々な主体が連携し、共に支え合う仕組みを構築する区市町村の取組を支援します。[高齢社会対策区市町村包括補助]
  
- **生活支援体制整備強化事業** 18 百万円
  - ・ 地域における生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するため、区市町村が地域包括支援センター等に新規に配置する生活支援コーディネーターを対象とした初任者研修や、地域で指導的・中心的役割を果たすコーディネーターを養成するための現任者研修を行います。



- **多様な主体の地域貢献活動による地域包括ケアの推進** 49 百万円
  - ・ 東京の強みである活発な企業活動や豊富な経験と知識を持った多くの人たちの力を活用し、地域包括ケアシステムの構築に資する地域貢献活動の活性化を図ります。
  
- **生涯現役社会に向けたシニアの社会参加推進事業** （包括補助）
  - ・ 「団塊の世代」等の元気な高齢者が、地域で生きがいを持って活動できる場を創出するため、高齢者の多様な社会参加を推進する取組を行う区市町村を支援します。[高齢社会対策区市町村包括補助]
  
- **元気高齢者地域活躍推進事業（再掲 P103）** 6 百万円
  - ・ 健康づくりや社会貢献など高齢者の生きがいを創出するとともに、福祉施設等の従事者の負担軽減を図るため、元気高齢者の福祉施設等でのボランティアや就労を促進する区市町村の取組を支援します。
  
- **人生 100 年時代セカンドライフ応援事業（再掲 P99）** 450 百万円
  - ・ 人生100年時代において、高齢者が地域で活躍できるよう、文化・教養・スポーツ活動などの生きがいづくりにつながる機会の提供のほか、高齢者が気軽に立ち寄り参加できる活動拠点の整備や、高齢者・障害者・子供など多世代が交流でき、元気高齢者を中心としたボランティアが運営する居場所の整備に取り組む区市町村を支援します。
  
- **シニア予備群向け読本の作成・配布** 140 百万円
  - ・ 高齢者になる前から高齢期のライフプランをイメージできるよう、シニア予備群に対し、就業、社会参加、生きがいづくり等の情報や、介護や支援が必要になった時の対応方法等を盛り込んだ冊子を配布します。
  
- **ICT を活用した高齢者等の地域見守り事業** （包括補助）
  - ・ 見守りのための ICT 機器を導入するとともに、孤立化防止や介護予防につなげるなど、地域の見守り体制の強化に向けた新たな仕組みを構築する区市町村を支援します。  
[高齢社会対策区市町村包括補助]
  
- **ケアマネジメントの質の向上研修事業** 4 百万円
  - ・ 平成26年3月に策定したガイドラインを活用した研修を実施し、介護支援専門員によるケアマネジメントの質の向上を図るとともに、保険者によるケアプラン点検の円滑な実施を支援します。
  
- **主任介護支援専門員を活用した地域のケアマネジメントの向上** （包括補助）
  - ・ 地域のケアマネジメント機能の強化を図るため、居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員を活用する新たな取組を行う区市町村を支援します。[高齢社会対策区市町村包括補助]

- **自立支援・重度化防止等に向けた介護支援専門員研修事業** **15 百万円**
  - ・ 主任介護支援専門員や区市町村職員を対象に、高齢者の自立支援及び要介護状態等の重度化防止、在宅療養の推進に係る実践的な知識・技術を付与する研修を実施します。
  
- **訪問看護等事業開始等運営支援事業** **2 百万円**
  - ・ 訪問看護ステーション及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の運営の安定化・効率化や経営基盤の強化等を支援するため、訪問看護等の実務に詳しい経営コンサルタントによる個別相談を実施します。〔60か所〕
  
- ◎ **暮らしの場における看取り支援事業【一部新規】** **31 百万円**
  - ・ 住み慣れた暮らしの場における看取りを支援するため、看取りを実施しようとする事業所等に対して研修を実施する区市町村を支援します。【新規】
  - ・ 看取りの実施に向けた体制づくりに取り組む有料老人ホームに対して、研修を実施します。【新規】
  - ・ 看取りを実施する小規模な事業所に対し、整備・開設や運営に必要な経費の一部を補助します。
  
- **地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターへの支援** **5,173 百万円**
  - ・ 高齢者医療モデルの確立と普及、高度専門医療への取組や、老化・老年病の研究開発を推進するため平成21年度に設立した、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの安定的かつ自立的な運営を支援します。

## 2 高齢者の多様なニーズに対応する施設や住まいを確保します

大都市東京の特性を踏まえた多様な手法により、特別養護老人ホームや介護老人保健施設、地域密着型サービス等の介護基盤、医療・介護と連携したサービス付き高齢者向け住宅などの多様な施設や住まいの整備を促進し、高齢者の生活を支えます。

### 主な事業展開

#### ○ 特別養護老人ホームの整備 13,536 百万円

- 特別養護老人ホームについて、整備費の一部を補助し、整備を促進します。

[施設整備費補助 36 か所 (2,916 人分)]

整備目標：令和7年度末までに定員6万2千人分を整備

[都独自の主な整備促進策]

- オーナー型（土地建物所有者が事業者建物に賃貸）の整備に対する補助
- 整備費の一部を補助（例：ユニット型 500 万円/床）
- 整備率の低い地域に対し、補助単価を最大1.5倍まで加算

整備率	1.2%未満	1.4%未満	1.6%未満	1.8%未満	2.0%未満
促進係数※	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1

※老人福祉圏域単位と区市町村単位の促進係数を比較し、高い方を適用

- 訪問看護ステーションや地域密着型サービスなどを併設する場合に補助単価を増額
- 建築価格の高騰に対応するため、整備費補助を加算
- 特別養護老人ホーム及び養護老人ホームについて、大規模改修費を補助します。
- 特別養護老人ホームの多床室のプライバシー保護や看取り環境の整備のための改修費を補助します。
- 地域交流スペースの改修費を補助します。

#### ○ 介護老人保健施設の整備 1,269 百万円

- 介護老人保健施設について、整備費の一部を補助し、整備を促進します。

[施設整備費補助 3 か所 (334 人分)]

整備目標：令和7年度末までに定員3万人分を整備

[都独自の主な整備促進策]

- 整備費の一部を補助（例：ユニット型 500 万円/床）
- 整備率の低い地域に対し、補助単価を最大1.5倍まで加算

整備率	0.5%未満	0.6%未満	0.7%未満	0.85%未満	1.0%未満
促進係数※	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1

※老人福祉圏域単位と区市町村単位の促進係数を比較し、高い方を適用

- 訪問看護ステーションや地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等）などを併設する場合に補助単価を増額
- 建築価格の高騰に対応するため、整備費補助を加算
- 大規模改修費や看取り環境整備のための改修費を補助します。

- **介護療養型医療施設から介護医療院への転換整備費補助** 411 百万円
  - ・ 介護療養型医療施設から介護医療院への転換を促進するため、改築・改修等に要する整備費の一部を補助します。
  
- **ケアハウスの整備** 19 百万円
  - ・ 介護専用型ケアハウスについて、整備費の一部を補助します。
  
- **介護専用型有料老人ホームの整備** 6 百万円
  - ・ 土地所有者又は運営事業者が整備する介護専用型有料老人ホームについて、整備費の一部を補助します。
  
- ◎ **都市型軽費老人ホームの整備【一部新規】** 752 百万円
  - ・ 所得の低い方でも食事や生活支援サービスを受けられる住まいの場を確保するため、地価の高い東京の実情を踏まえ、居室面積要件等を緩和した都市型軽費老人ホームについて、整備費の一部を補助します。〔施設整備費補助 23 か所（427 人分）〕
  - ・ 建築価格の高騰に対応するため、整備費補助を加算します。【新規】
  
- **東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業（医療・介護連携強化加算）** 153 百万円
  - ・ 高齢者が介護や医療が必要になっても安心して住み続けることができる住まいの充実を図るため、住宅政策本部と連携して、医療・介護と連携したサービス付き高齢者向け住宅の整備費用の一部を助成します。〔施設整備費補助 5 か所〕
  
- **定期借地権の一時金に対する補助** 4,921 百万円
  - ・ 特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、施設用地確保のために定期借地権を設定した場合の一時金の一部を助成します。
  - ・ 地価が高く整備率が低い地域において一層の整備促進を図るため、補助基準額を増額するなど、補助内容を拡大します。
  
- **借地を活用した特別養護老人ホーム等設置支援事業** 322 百万円
  - ・ 特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の整備促進を図るため、国有地又は民有地を借り受けて施設を整備する事業者に対し、借地料の一部を補助します。
  
- **都有地を活用した介護サービス基盤の整備** —
  - ・ 都有地の減額貸付けを行い、介護サービス基盤の整備促進を図ります。
  
- **区市町村所有地の活用による介護基盤の整備促進事業** 624 百万円
  - ・ 区市町村が所有する未利用の公有地の活用を推進するため、区市町村有地の貸付けと施設整備費補助により介護基盤を整備する区市町村を支援します。

- **特別養護老人ホーム整備に係る用地確保支援事業** 64 百万円
  - ・ 特別養護老人ホームの整備用地を確保するため、民有地のオーナーと整備法人とのマッチング等に取り組む区市町村を支援します。
  
- **介護施設等の施設開設準備経費等支援事業** 2,125 百万円
  - ・ 特別養護老人ホーム等について開設時から質の高いサービスを提供するための体制整備を支援するため、開設の準備のために必要となる訓練期間中の職員雇上経費や、地域に対する説明会開催経費などを補助します。
  
- **広域的に利用する特別養護老人ホームの整備に伴う地域福祉推進交付金** 75 百万円
  - ・ 都全体での特別養護老人ホームの必要定員数の確保に向け、区市町村が地域の必要数を超えた整備に同意する場合に、地域福祉を推進するための資金を交付します。
  
- **地域密着型サービス等の重点整備** 351 百万円
  - ・ 地域密着型施設の整備促進を図るため、区市町村が行う小規模多機能型居宅介護事業所等の整備に要する経費の一部を都独自に補助します。
  - ・ 建築価格の高騰に対応するための加算を行うほか、地域密着型特別養護老人ホームについて、整備率の低い地域の補助単価を1.5倍に加算します。  
[小規模多機能型居宅介護事業所（15か所102人分）、看護小規模多機能型居宅介護事業所（10か所58人分）、地域密着型特別養護老人ホーム（3か所60人分）]
  
- **地域密着型サービス等整備助成事業** 1,645 百万円
  - ・ 地域の介護ニーズに対応するため、地域密着型サービス拠点等の整備に要する経費の一部を補助することにより、設置促進を図ります。
  
- **地域密着型サービス定期借地権活用促進事業** （包括補助）
  - ・ 地域密着型サービスの施設用地確保のため、定期借地権を設定した場合の一時金の一部を助成する区市町村を支援します。[高齢社会対策区市町村包括補助]
  
- **小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護等推進事業（包括補助）**
  - ・ 小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護等の整備促進を図るため、開設前後の支援や多様なサービスに対応できる人材の養成など、運営の安定化や質の向上に取り組む区市町村を支援します。[高齢社会対策区市町村包括補助]
  
- **ショートステイ整備費補助** 29 百万円
  - ・ ショートステイの整備を促進するため、特別養護老人ホーム以外の事業所との併設や単独で設置するショートステイについて、運営事業者自らが整備する場合や運営事業者への貸付けを目的として土地所有者が整備する場合に補助を行います。



- **高齢者施設等の防災・減災対策推進事業** 590 百万円
  - ・ 災害発生時における入所者への介護サービスの維持や安全確保を図るため、非常用自家発電設備・給水設備の整備やブロック塀の改修等を行う事業者を支援します。
  
- ◎ **高齢者施設等のBCP策定支援事業【新規】** 100 百万円
  - ・ 災害発生時における高齢者施設等の事業継続を図るため、講座の開催やアドバイザーの派遣等を行い、BCP（事業継続計画）の策定を支援します。
  
- **社会福祉施設等耐震化の推進（再掲 P41、84）** 49 百万円
  - ・ 耐震性が十分ではない民間の社会福祉施設等や私立の保育所を対象に、耐震診断・耐震改修等に必要な経費を補助し、耐震化を促進します。[耐震診断8施設、耐震改修10施設]
  
- **社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業（再掲 P41、84）** 8 百万円
  - ・ 耐震化が必要な施設を個別に訪問し、状況に応じた相談や提案、アドバイザーの派遣など、きめ細かな対応を行い、社会福祉施設・医療施設等の耐震化を促進します。  
[社会福祉施設等 104 施設]
  
- **都有地を活用した社会福祉施設建替え促進事業（再掲 P84）** 217 百万円
  - ・ 民間の社会福祉施設建替え時の利用に供する代替施設を事業者へ貸し付け、老朽化した施設の建替えを促進します。
  
- **生活支援付すまい確保事業（再掲 P99）** （包括補助）
  - ・ 区市町村の居住支援協議会\*等を活用し、低所得高齢者等に対しすまいの確保と見守りなどの日常生活支援を行う区市町村を支援します。[地域福祉推進区市町村包括補助]  
\* 住宅確保要配慮者（低所得者、高齢者、障害者、子育て家庭など住宅の確保に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方自治体の住宅部門や福祉部門、関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する組織
  
- **寄りそい型宿泊所事業（再掲 P98）** 18 百万円
  - ・ 身体機能が低下し、見守りが必要となった低所得高齢者等が、本来的な居場所（介護保険施設等）を確保するまでの間、不安なく居住できる中間的居場所として無料低額宿泊所（寄りそい型宿泊所）を整備する区市を支援します。

### 3 認知症対策を総合的に推進します

今後、急速な増加が見込まれる認知症の人と家族が地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、認知症高齢者グループホームの整備促進をはじめ、認知症の人に対する介護・医療を担う人材の育成や都民への普及啓発を行うなど、地域の人的資源・社会資源を活用した支援体制を構築していきます。

#### 主な事業展開

#### ○ 認知症高齢者グループホームの整備 1,906 百万円

- 都独自の促進策により整備を進めるとともに、関連サービス拠点の併設加算などにより地域の認知症ケアの拠点としての機能を強化します。〔施設整備費補助 74 ユニット〕

整備目標：令和7年度末までに定員2万人分を整備

〔都独自の主な整備促進策〕

- 整備費補助額の上乗せ（事業者整備型、オーナー整備型）
- 重点整備地域の補助単価を1.5倍に加算
- 認知症ケア拠点機能強化のための認知症対応型通所介護や小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の併設加算
- 建築価格の高騰に対応するため、整備費補助を加算
- 利用者負担軽減に取り組む区市町村における整備費補助を加算

#### ○ 認知症高齢者グループホーム整備に係るマッチング事業 32 百万円

- オーナー型グループホームの整備促進に向け、不動産オーナーとグループホーム事業者とのマッチングを行うとともに、補助金申請から開設までの行政手続等のサポートや各種相談等のアフターフォローを行います。

#### ◎ 認知症対策推進事業【一部新規】 15 百万円

- 「認知症対策推進会議」において、認知症の人とその家族に対する支援の在り方について、中長期的な施策の検討を進めるとともに、都民への普及啓発を行います。
- 都民の認知症に関する理解を促進するため、認知症の人とともに暮らせる社会の実現に向けたイベント等を実施します。【新規】

#### ○ 認知症普及啓発事業 （包括補助）

- 認知症の正しい知識の普及・啓発に向けた区市町村の取組を支援します。〔高齢社会対策 区市町村包括補助〕

- ◎ 「認知症の人とその家族に優しい街東京」へ向けての学修会【新規】 13 百万円
- ・ 学生の認知症についての理解を促進するため、認知症をテーマにした映像の鑑賞と講演からなる学修会を開催します。
- ◎ AI 等を活用した認知症研究事業【新規】 1,000 百万円
- ・ 認知症予防を推進するため、臨床・研究等のビッグデータを活用し、AI 等の最先端技術を駆使した認知症予防に関する研究を行う地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの取組を支援します。
- ◎ AI と IoT により認知症高齢者問題を多角的に解決する東京アプローチの確立【新規】 30 百万円
- ・ 認知症高齢者の QOL の向上と家族や介護者の負担軽減を図るため、AI と IoT を用いた支援システムの確立に向けた取組を進めます。
- 認知症とともに暮らす地域あんしん事業 477 百万円
- ・ 認知症の早期診断を促進するため、認知症の疑いを簡単に確認できるチェックリストや相談窓口等を掲載したパンフレット「知って安心認知症」を活用した普及啓発を推進するとともに、無償で認知症検診を行い必要な支援につなげる取組を行う区市町村を支援します。
  - ・ 認知症の初期段階から切れ目のない支援ができるよう、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターと協働し、大規模団地等で認知症とともに暮らす地域づくりに取り組む区市町村を支援します。
  - ・ 公益財団法人東京都医学総合研究所と協働し、暴言・介護拒否等の BPSD\*（認知症の行動・心理症状）の改善が期待される、「日本版 BPSD ケアプログラム」を都内に広く普及します。
- \*BPSD：認知症の行動・心理症状（Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia）のこと。認知症患者に頻繁にみられる知覚、思考内容、気分、行動の障害の症候。代表的な行動症状は徘徊、不穏などであり、心理症状は幻覚、妄想などである。
- 認知症疾患医療センター運営事業 760 百万円
- ・ 認知症の人が地域で安心して生活できるよう、医療と介護の連携の推進役である認知症疾患医療センター\*を区市町村（島しょ地域を除く）に1か所ずつ指定し、地域の支援体制を構築します。[地域拠点型 12か所、地域連携型 40か所]
- \*認知症疾患医療センター：地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図るため、専門医療相談、鑑別診断、身体合併症と行動・心理症状への対応、認知症の人と家族介護者等の支援、地域連携の推進、人材育成等を実施  
12の二次保健医療圏に1か所ずつ地域拠点型のセンターを指定、地域拠点型が未設置の区市町村に地域連携型のセンターを指定
- ・ 地域拠点型のセンターにおいて、医療・介護関係者向けの研修を実施するとともに、認知症アウトリーチチーム\*を設置し、認知症の疑いのある受診困難者等に対する訪問支援を行います。
- \*認知症アウトリーチチーム：医師、看護師、精神保健福祉士等で構成され、認知症支援コーディネーター等からの依頼に基づき訪問支援を実施

- **認知症支援コーディネーター事業** (包括補助)
  - ・ 地域の認知症対応力向上を図るため、認知症の医療・介護・生活支援等の情報に精通した看護師や保健師を地域包括支援センター等に配置する区市町村を支援します。〔高齢社会対策区市町村包括補助〕
  
- **認知症初期集中支援チーム員等研修事業** 18百万円
  - ・ 区市町村の認知症初期集中支援チーム員及び認知症地域支援推進員が、その役割を担うための知識・技能を習得するための研修の受講促進を図ります。
  
- **認知症支援推進センター運営事業** 66百万円
  - ・ 都内全域の認知症対応力の向上を図るため、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターに「認知症支援推進センター」を設置し、認知症医療従事者等に対する研修や島しょ地域への訪問研修等を行います。
  
- **歯科医師・薬剤師・看護職員認知症対応力向上研修事業** 20百万円
  - ・ 医療における認知症への対応力を高めるため、歯科医師、薬剤師、看護職員を対象に研修を実施します。
  
- **認知症介護研修事業** 155百万円
  - ・ 認知症介護の質の向上を図るため、介護保険施設・事業所の介護職等を対象に研修を実施します。
  
- ◎ **認知症サポーター活動促進事業【新規】** 5百万円
  - ・ 認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターをつなぐ「チームオレンジ」の整備を推進する区市町村の職員等に対して、必要な研修を行います。
  - ・ 区市町村や企業等において認知症サポーターを養成するための講師となる「キャラバン・メイト」の養成研修を実施します。
  
- ◎ **高齢者の特性を踏まえた顧客サービスの推進【新規】** 1百万円
  - ・ 高齢者が認知症になっても地域で安心して暮らせる社会の実現に向け、高齢者の特性に配慮した金融・小売業者等のサービス提供のあり方を検討します。
  
- **若年性認知症支援事業** 4百万円
  - ・ 若年性認知症の人が、本人の希望や心身の状態に応じて、働き続けたり、社会参加をすることができるよう、企業の人事・労務担当者等を対象としたセミナーや、介護事業所等を対象とした説明会を開催します。

- **若年性認知症総合支援センター運営事業** 53 百万円
  - ・ 都内2か所のセンターにおいて、若年性認知症の人や家族の相談にワンストップで対応するとともに、地域包括支援センター等の専門機関に対して支援を行うことにより、早期に適切な支援に結びつけ、若年性認知症特有の問題の解決を図ります。
- **若年性認知症の人と家族を支える体制整備事業** (包括補助)
  - ・ 若年性認知症の人の「家族会」立上げや、若年性認知症の人の活動支援拠点を整備する区市町村を支援します。[高齢社会対策区市町村包括補助]
- **認知症予防推進事業** (包括補助)
  - ・ 生活習慣病の予防や精神的な健康の保持・増進を図るなど、認知症予防の取組を推進し、認知症発症率の抑制を目指します。[高齢社会対策区市町村包括補助]
- **認知症の人と家族を支える医療機関連携型介護者支援事業** (包括補助)
  - ・ 認知症の診断を行っている医療機関周辺等に認知症介護者支援の拠点を設け、医療機関の専門職と連携した介護者支援のための講座や交流会などを開催し、介護者の孤立化防止等を図る区市町村を支援します。[高齢社会対策区市町村包括補助]
- ◎ **認知症地域支援ネットワーク事業【一部新規】** (包括補助)
  - ・ 事業者や自治体、地域住民など、地域の様々な社会資源の面的な連携により、認知症の人に対する地域における理解促進や支援について継続的な取組を行う区市町村を支援します。
  - ・ 行方が分からなくなった認知症の人等を早期に発見するためのネットワーク構築と併せ、個人賠償責任保険への加入支援を行う区市町村を支援します。【新規】

[高齢社会対策区市町村包括補助]

<都における認知症の人と家族の生活を支える体制（イメージ図）>



※区市町村は、このイメージ図を参考に地域の实情に応じた体制を構築する。



## 4 介護人材等の確保・定着・育成を支援します

都内で必要とされる介護人材等の安定した確保・定着・育成に向け、介護の仕事に関する普及啓発、事業者の採用支援、キャリアパスの導入支援、宿舍借り上げ支援、職場環境の改善など、総合的な取組を行います。

### 主な事業展開

- **東京都介護人材総合対策検討委員会の運営等** **8 百万円**
  - ・ 介護人材の確保・定着・育成を図るため、効果的な対策を検討します。
  - ・ 介護職員が安全・安心に訪問介護等のサービスに従事できるよう、介護事業所の管理者やスタッフがハラスメントについて理解するための説明会を開催します。
  
- **介護人材確保対策事業** **1,658 百万円**
  - ・ **職場体験事業**  
介護業務の経験を希望する者を対象として、職場体験の機会を提供します。
  - ・ **介護職員資格取得支援事業**  
介護業界への就労を希望し、職場体験事業を経た者を対象に、資格取得を支援します。
  - ・ **介護職員就業促進事業**  
介護業務への就労を希望する者を対象に、介護施設等での雇用確保と資格取得支援を併せて行います。
  
- **介護職員奨学金返済・育成支援事業** **178 百万円**
  - ・ 若手介護職員の確保と計画的な育成を図るため、在学中に奨学金の貸与を受けた介護職員に対し、奨学金返済相当額を手当として支給する事業者を支援します。
  
- **介護講師派遣事業** **35 百万円**
  - ・ 介護の魅力を伝え、退職後等に介護施設等への就職やボランティア参加等を促すため、企業が行う従業員に対する研修に介護福祉士養成施設教員等を講師として派遣し、介護技術の講義等を行うとともに、希望者に対して就職支援を実施します。
  
- **介護職員宿舍借り上げ支援事業** **849 百万円 包括補助**
  - ・ 職住近接等による働きやすい職場環境の推進と災害時の運営体制強化を図るため、福祉避難所に指定された特別養護老人ホーム等の介護施設・事業所で災害対策業務に従事する介護職員の宿舍借り上げを行う事業者を支援します。

- 福祉避難所に指定されるなど地域で防災機能を果たす地域密着型サービス事業所が行う介護職員宿舎の借り上げに要する経費の一部を補助する区市町村を支援します。〔高齢社会対策区市町村包括補助〕

◎ **東京都介護職員キャリアパス導入促進事業【一部新規】** 1,032 百万円

- 介護人材の育成・定着等を図るため、「介護キャリア段位制度」を活用し、職責に応じた処遇を実現するキャリアパスの導入に取り組む事業者を支援します。
  - キャリアパス導入促進事業  
介護キャリア段位制度のレベル認定者及び評価者（アセッサー）に手当等を支給した事業所に対し、その経費の一部を補助します。
  - アセッサー講習受講支援事業  
職員がアセッサーの資格を取得する際に要した経費の一部を補助します。
  - キャリアパス導入に向けた職場環境改善等支援【新規】  
集合研修や個別相談により、各事業所にあった賃金体系や研修体系等の導入や、介護職員処遇改善加算の取得等を支援します。
  - 専門人材育成・定着促進助成金  
介護キャリア段位制度を活用してキャリアパスを導入し、離職率が改善した事業所に対し助成金を支給します。

◎ **介護事業者向け生産性向上セミナー事業【新規】** 6 百万円

- 事業者による介護サービスの効率的かつ継続的な提供を図るため、経営コンサルタントによる生産性向上に資するセミナーを実施します。

○ **現任介護職員資格取得支援事業** 18 百万円

- 現任介護職員の育成及びサービスの質の向上を図るため、介護施設・事業所で働く介護職員の介護福祉士国家資格取得を支援します。〔270人〕

○ **介護職員スキルアップ研修事業** 9 百万円

- 介護職員を対象に、医療的知識や高齢者特有の身体的特徴、緊急時の対応などの研修を実施し、安全で適切な介護サービスの提供を促進します。〔900人〕

○ **代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業** 105 百万円

- 介護保険事業所等が、介護職員等に研修を受講させる場合、代替職員を派遣し、介護職員等の資質の向上を図ります。

○ **介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業** 137 百万円

- 特別養護老人ホーム等の施設や在宅において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成するため、研修を実施するとともに、事業者及び従事者の登録、登録研修機関への初度経費補助等を行います。

- **次世代介護機器の活用支援事業** 172 百万円
  - ・ 介護職員の定着及び高齢者の生活の質の向上を図るため、介助者のパワーアシストを行う装着型スーツや、センサーや外部通信機能を備えた見守り機器などの次世代介護機器について、介護施設等での適切な使用及び効果的な導入を支援します。
  
- **介護保険施設等における ICT 活用促進事業** 1,078 百万円
  - ・ 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び認知症高齢者グループホームの業務の効率化や職員の負担軽減を図るため、ICT 環境の整備や見守り支援機器等の導入に係る経費の一部を助成します。
  
- **ICT 機器活用による介護事業所の負担軽減支援事業** 83 百万円
  - ・ 介護職員の定着及び職場環境の改善を図るため、ICT 機器を活用して、介護記録の作成や報酬請求等の業務の負担軽減に取り組む訪問介護事業所を支援します。
  
- **介護施設内保育施設運営支援事業** 27 百万円
  - ・ 介護従事者等の離職防止及び再就業促進を目的に、介護施設・事業所が雇用する職員のために設置・運営する保育施設の経費を助成します。
  
- **東京都区市町村介護人材緊急対策事業費補助金** 310 百万円
  - ・ 地域の介護人材の確保・定着・育成を図るため、区市町村が地域の特色を踏まえて行う介護人材対策を支援します。
  
- **訪問看護人材確保育成事業** 74 百万円
  - ・ 高齢者の在宅療養生活を支える訪問看護師の確保・定着・育成を図ります。
    - ・ 訪問看護人材確保事業  
訪問看護の業務内容や重要性、魅力を PR する講演会等を実施します。
    - ・ 地域における教育ステーション事業  
教育ステーションに指定した訪問看護ステーションにおいて、実践的な研修や同行訪問等による指導・助言等を行い、地域の訪問看護師を育成します。[13 か所]
    - ・ 認定訪問看護師資格取得支援事業  
訪問看護ステーションの訪問看護師の認定看護師資格取得を支援します。
    - ・ 管理者・指導者育成事業  
訪問看護ステーション及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者等を対象に、人材育成も含めた人的資源管理や経営的にも安定した事業所運営、管理者同士のネットワーク構築の推進等を図るための研修を実施します。[研修対象者 190 名]
    - ・ 訪問看護推進部会  
訪問看護の推進に向けた総合的な検討・評価等を実施します。

- **訪問看護師オンデマンド研修事業** 10 百万円
  - ・ 訪問看護師の復職等を支援するため、オンライン研修や託児サービス付き勉強会の開催等により、育児や家族の介護等をしながらでもスキルアップできる環境を整備します。
- **新任訪問看護師就労応援事業** 47 百万円
  - ・ 質の高い訪問看護師の確保を図るため、看護職に対し、訪問看護の理解促進を図るとともに、訪問看護未経験の看護職が不安なく訪問看護分野への就労を選択できる環境を整える事業者を支援します。
- **訪問看護ステーション代替職員（研修及び産休等）確保支援事業** 23 百万円
  - ・ 訪問看護ステーションに勤務する訪問看護師の研修受講や産休・育休・介休取得の際の代替職員確保に要する経費の一部を補助します。
- **訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業** 33 百万円
  - ・ 看護職員の事務負担を軽減し、専門業務に注力できる環境を整備するため、事務職員を新たに配置する訪問看護ステーションを支援します。
- **外国人介護従事者受入れ環境整備事業** 43 百万円
  - ・ 高齢者施設等が、各制度（経済連携協定、外国人技能実習制度、介護福祉士の資格取得を目指す留学生等）の趣旨に沿って、外国人を円滑に受け入れられるよう、受入れに必要なノウハウ等を提供するためのセミナーの開催、指導担当者向けの研修、留学生への学費等の支給に要する経費の助成を行うことにより支援します。
- **経済連携協定等に基づく外国人介護士受入れ支援事業** 163 百万円
  - ・ 外国人介護福祉士候補者を受け入れる介護保険施設等に対し、介護福祉士国家資格取得に向けた日本語学習等の経費の一部を補助します。
- **外国人技能実習制度に基づく外国人介護実習生の受入れ支援事業** 26 百万円
  - ・ 外国人技能実習制度に基づき、介護職の技能実習生を受け入れる介護保険施設等に対し、介護技能や日本語学習等の経費の一部を補助します。